

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社フジタ	東京都渋谷区 千駄ヶ谷 4-25-2	1-019796

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 8 月 23 日～平成 31 年 2 月 22 日 (6 ヶ月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)フジタは、国土交通省発注工事に関し、平成 30 年 6 月 27 日、同社の使用人がみなし公務員への賄賂を供与したとの嫌疑により兵庫県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

使用人が贈賄容疑により逮捕されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 3 号イに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア又はイに掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 9 ヶ月以上 12 ヶ月以内 6 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社エム・テック	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-7-2	1-015311

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 8 月 23 日～平成 30 年 9 月 22 日 (1 ヶ月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)エム・テックは, 東京都発注の「平成 28 年度中潮橋撤去工事」において, 京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして, 平成 30 年 3 月 14 日, 東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。

5. 指名停止理由

港則法違反により起訴されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 5 号アに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関して, 法令に違反したとき。 イ, ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)